

少第1157号
平成14年12月26日
(改正 平成19年少第708号)

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

少年事件の迅速的確な捜査の推進について（通達）

少年事件の適正な捜査の推進に関しては、少年事件捜査指導官や少年事件選別主任者の運用をはじめ、少年事件捜査担当幹部による具体的な指揮等により、手続き上問題のある事案や非行なし事案を防止し、また、これら不適正事案を早期に把握して適切な対応を図ることとしている。

特に、少年事件捜査の遅延は、被害者感情に相反するばかりでなく、被害者の保護や被疑少年の健全育成・立ち直りにも重大な支障をきたすこととなることから、各警察署にあっては、少年事件捜査を取り巻く諸情勢を踏まえ、この問題の重要性を十分認識し、常に長期未処理事件をは握・点検の上、下記の事項に留意し、少年事件の迅速的確な捜査の推進に努められたい。

記

1 迅速な捜査の重要性の認識

犯罪の被害者は、事件の当事者として事件手続きや捜査の進展状況に強い関心を持っており、とりわけ、事件の終結によって不安の解消、自身の被害回復及び被疑者の処分が早期に行われることを強く望んでいる場合が多い。

一方、被疑少年についても、その更生を期するためには、非行の内容や少年の特性に応じた措置を速やかにとることが必要である。

少年事件捜査が著しく遅延することは、被害者感情に相反するとともに、被疑少年を極めて不安定な状態に置くことによって、少年の立ち直りの機会を奪い、これを阻害することにもなりかねないことから、少年事件捜査担当者は、事件を迅速に捜査することの重要性を認識し、その実践に務めること。

2 長期未処理事件の基準と早期送致（付）

任意捜査事件は、強制捜査事件と異なり処理期限の規定はなく、また、事件の複雑性、捜査の困難性等により捜査に要する期間には自ずと差異があることから、一律に基準を定めることは困難であるが、捜査の著しい遅延は、被害者側・被疑者側双方に不利を生じ、警察に対する信頼を損なう可能性が高いことから、その処理基準を、原則として認知した日から起算して3か月以内に送致（付）することとし、その期間内に送致（付）できなかった場合を長期未処理事件とするので、これに該当する事案が生じた場合には速やかにその捜査に当たること。

3 少年事件捜査状況の掌握管理の徹底

(1) 犯罪事件受理簿への登載及び少年事件捜査担当課長による点検

認知した少年事件について、すべてを犯罪事件受理簿に登載するとともに、少年事件担当課長は、常にその点検を行い、迅速な捜査と早期処理に向けた捜査指揮及び捜査管理を徹底すること。

(2) 少年事件の報告

すべての少年事件について、別途指示するところにより、端末を活用した管理システム（岐阜県警察情報管理システム）で生活安全部少年課に報告すること。

(3) 指揮・指導の強化

少年事件指導官のほか、警察本部の少年事件担当幹部は、警察署からの報告に基づき事件の捜査状況をは握するのみならず、巡回指導等を通じて未処理事件の捜査が早期に遂行できるよう、立証すべき事項、補充すべき事項等を的確に指揮、指導すること。

4 事件捜査体制の整備

少年事件の捜査については、少年の特性に鑑み、原則として少年警察部門が担当することとしているが、特に少年係等の体制が脆弱な警察署にあっては、強制事件や捜査本部事件を抱えることによって任意事件の捜査に手が回らず、未処理のままとなる事態が生ずるおそれがある。

したがって、各警察署において少年事件を迅速的確に処理するためには、事案の内容、未処理事案の量等に応じて、「少年事案処理体制の整備強化」(昭和44年1月8日付け防発第7号)に定める少年主任兼務者の運用など警察署内における必要な体制を確立し、適切な対応をすること。

なお、警察本部又は他の警察署から応援派遣を必要とする事案が生じた場合は、「岐阜県警察少年事件特別捜査隊の設置及び運営要綱の制定について」(平成13年3月19日付け少発第54号)又は「岐阜県警察少年事件指定捜査員制度実施要綱の制定について」(平成13年3月19日付け少発第55号)に基づいて、効果的な運用を図るものとする。

5 捜査書類等の保守管理の徹底

少年事件捜査の過程で収集された物件については、「証拠物件取扱保管要領の制定について」(平成11年10月26日付け捜一発第1159号ほか)に基づき、証拠品保管責任者等において確実に保管し、捜査上必要がある場合を除き、個々の捜査員が保管しないようにするほか、捜査の過程で作成した書類についても捜査の秘密保持の観点から捜査上必要がある場合を除き、個々の捜査員が書類を庁舎外に持ち出して保管することとしないよう組織的な管理を徹底すること。

6 教養の徹底

少年事件を担当する警察官のほか、すべての警察官に対して、少年事件捜査の基本事項のほか、長期末処理事件解消の趣旨等についての重点的な教養を実施すること。

また、少年事件捜査関係の研修会等に関係警察官を積極的に参加させるなど、少年事件捜査に必要な知識・技能の向上を図ること。

担	少年事件指導官
当	警電 XXXXXXXXXX